

議案第32号

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和4年6月16日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

守口市後期高齢者医療に関する条例（平成20年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| <p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）から（7）まで 略</p> <p>（8） 広域連合条例<u>附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9） 略</p> <p>以下 略</p> | <p>第1条 略</p> <p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）から（7）まで 略</p> <p>（8） 広域連合条例<u>附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9） 略</p> <p>以下 略</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。